

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、毎年1月1日から12月31日までに納めた（納付見込みを含む）全額が、所得税と住民税の社会保険料控除の対象になります。

年末調整や確定申告の際は、国民年金保険料を納めたことを証明する書類の添付が必要です。

11月上旬に「社会保険料控除証明書」が届きます

この証明書には、平成29年1月1日から9月30日までに納めた保険料額と、12月31日までの

納付見込み額が記載されています。

- ① 全額を納付年に控除
② 各年分の保険料に相当する額を各年に控除

なお、平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、平成30年2月上旬に届きます。

※問合せ先

佐賀年金事務所
☎0952-31-4191
住民課 保険年金係
☎92-7934

2年前納した方へ

2年前納で納めた国民年金保険料を所得から控除する場合、次のいずれかの方法を選択できます。

ます。



基山町重度心身障害者福祉年金を支給します

重度の心身障害者の方に対して、福祉の増進を図ることを目的に重度心身障害者福祉年金を支給します。

▽対象者

- ① 11月1日現在で本町に居住し、身体障害者手帳の1級又は療育手帳をお持ちの方

- ② 11月1日現在で施設に入所しており、本町に居住する方の

扶養を受けている身体障害者手帳の1級、又は療育手帳をお持ちの方

※身体障害者手帳1級又は療育手帳をお持ちの方で申請書が届いていない方はお問い合わせください。

▽申請時に必要なもの

- ・ 申請書（10月下旬に対象の方には送付しています。）
- ・ 印鑑
- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳（写し）
- ・ 通帳（振込先が確認できるもの）

▽申請締切日 11月30日（木）

※郵送の場合は11月30日必着

※申請・問合せ先

健康福祉課 障がい福祉係
☎92-7964

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

▽支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されていない方で、平成28年1月1日時点で住民票が基山町にある方。ただし、住民税において課税者の扶養

町では、11月14日（火）まで臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けています。給付の対象となる方で、まだ申請がお済みでない方は、申請をお願いします。

※対象の有無等については、個人情報保護のため電話での回答ができない場合があります。

※申請・問合せ先

健康福祉課 社会福祉係
☎92-7964

きやま子育て交流広場に子育てコンシェルジュを設置します

子育て中の保護者の方が安心して子育てできるように、育児の悩みや相談に応じ、様々な子育てサービスの情報を提供する子育てコンシェルジュを10月16日（月）から設置します。お気軽にご利用ください。（無料）

▽利用日時

月・水・木曜日

▽利用場所

保健センター2階 きやま子育て交流広場
※問合せ先
きやま子育て交流広場
☎92-6630

「鳥栖基山都市計画特別用途地区」の案に対する公告縦覧を行います

特別用途地区について

中心市街地等への都市機能の集約によるコンパクトなまちづくりに向けて、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、下図のとおり準工業地域全域においてその立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を定めます。

今回、「鳥栖基山都市計画特別用途地区」の案を作成しましたので、広く意見を募集します。

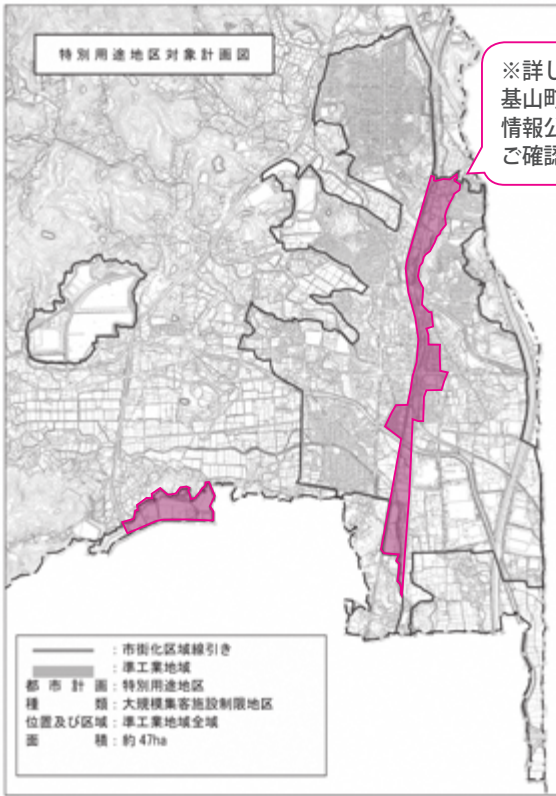
特別用途地区の規制対象となる

大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブ又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場の用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分）であっては、客席の部分に限る。の床面積が10,000㎡を超えるもの。

縦覧期間（2週間）

11月1日（水）～15日（水）



（土・日曜日、祭日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所

- ・情報公開コーナー（役場1階）
- ・基山町ホームページ

意見募集期間

11月1日（水）～15日（水）

※計画の案についてご意見をお持ちの方は、どなたでも提出していただくことができます。

意見提出方法

提出様式は、基山町ホームページからダウンロードしていただくか、情報公開コーナーに備え付けています。郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。

※いただいたご意見について、個別の回答や返却は行いません。
※提出・問合せ先

定住促進課 都市計画係
☎ 92-7920
☎ 92-0741
✉ teju-4@town.kiyama.lg.jp

基山町使用料・手数料の見直し案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施します

町では、平成25年に策定した「基山町使用料・手数料見直しの基本方針」に沿って、施設使用料等の見直し案を策定中です。今回、見直し案に対する町民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

意見募集期間

11月1日（水）～15日（水）

意見提出できる方

- ・町内に住所を有する個人
- ・町内の事業所に勤務する個人
- ・町内の学校に在学する個人

意見提出方法

※いただいたご意見について、個別の回答や返却は行いません。

提出・問合せ先

財政課
☎ 92-7917
☎ 92-2084
✉ zaisei@town.kiyama.lg.jp

有料広告（住民課窓口封筒）を募集します

住民課窓口で使用する封筒に掲載する広告を募集します。会社やお店のPRにご活用ください。（公序良俗に反するもの等については掲載できません。）

掲載箇所

住民課A4封筒の表面・裏面（4枚、掲載位置は町が指定）

規格

縦9.5cm×横9cm、2色刷

掲載期間

平成30年2月（予定）から封筒使用終了まで

作成枚数 1万枚

掲載料 6万円（1枚）

※デザイン料等は広告主負担

※デザイン料等は広告主負担

掲載期間

平成30年2月（予定）から封筒使用終了まで

申し込み締切日 11月30日（木）

※申込み・問合せ先 財政課

☎ 92-7917